

広島県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十年十月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田豊栄線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市向原町坂字成光一六〇六番一地从先から 安芸高田市向原町坂字米丸一九二八番六地先まで		六・八〇〇 一・三〇〇	一三・七〇〇 二四・三〇〇	三六〇・〇〇 三六〇・〇〇	拡幅